

越前市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による武生本保土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年12月10日

越前市長 奈 良 俊 幸

次の区域を本保町20字蛇塚に編入する。

大字	字	地番
本保町	21字源水	18の4 28の2

次の区域を本保町21字源水に編入する。

大字	字	地番
本保町	20字蛇塚	8の2の一部
この区域に隣接する道路である公有地の一部 20字蛇塚7の2に隣接する道路である公有地に隣接する水路である公有地 の一部		

次の区域を本保町24字鬼掛に編入する。

大字	字	地番
本保町	20字蛇塚	11の一部 13の2の一部
	23字野田	19の1 19の3 20の1
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部		